NISAをご利用のお客様へ



~NISA口座を開設している証券会社にマイナンバーをご提供されていない方へのおねがい~

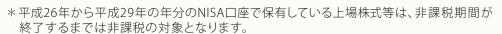
平成30年以後のNISA口座のご利用のために、NISA口座を開設している証券会社へお早めにマイナンバー(注)をご提供ください。

(注)平成30年以後も同じ証券会社でNISA口座をご利用するためには、マイナンバーのご提供及び「非課税適用確認書の交付申請書」のご提出が必要となります。



マイナンバー等を提供しなかった場合

マイナンバー及び「非課税適用確認書の交付申請書」の提供等が行われるまでは、 平成30年以後の年分のNISA口座は利用できません。





マイナンバーキャラクター マイナちゃん

NISA口座を平成30年以後も利用するための手続きについて 平成30年 1月1日 勘定設定期間②(6年間) 勘定設定期間①(4年間) NISA口座(非課税管理勘定) NISA口座(非課税管理勘定) 「非課税適用確認書の マイナンバーの提供 平成30年分のNISA口座は 交付申請書」の提出 新年当初から買付け可能 平成29年中に手続き完了 NISA口座(非課税管理勘定) NISA口座(非課税管理勘定) 手続きが完了するまで 上記手続きを行わなかった場合 平成30年分のNISA口座 での買付けはできない ⚠ 手続きが年末に近づくと、新年当初からの利用に間に合わない場合があります。

*平成30年以後にNISA口座をご利用したい証券会社にマイナンバーを提供済みの場合は、マイナンバーを改めてご提供いただく必要はありません。



よくあるご質問

Q

マイナンバーは必ず提供しなければならないのですか?



平成28年1月1日より、所得税法などにより証券会社へのマイナンバーの提供が義務付けられています。



Q

マイナンバーを証券会社に提供するときはどのような手続きを行うのですか?



証券会社が用意する様式に個人番号を記入して提供いただくほか、本人確認書類の提示が必要になります。本人確認書類の 範囲は法律で決められており、「マイナンバーカード(個人番号カード)」をお持ちでないお客様からは、複数の書類を提示 いただく必要があります。

※マイナンバーの提供の手続きの内容は、証券会社によって異なることがあります。

本人確認書類の例

①マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちのお客様

マイナンバーカード(個人番号カード)

②マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちでないお客様

通知カード(又は個人番号記載の住民票の写し)

運転免許証又はパスポート等

Q

勘定設定期間とは何ですか?



勘定設定期間とは、NISA口座内に新たに非課税枠を設けることができる期間のことをいい、法令上、次のとおり定められています。

勘定設定期間

①平成26年1月1日から平成29年12月31日まで(4年間)

②平成30年1月1日から平成35年12月31日まで(6年間)



私はすでに証券会社にマイナンバーを提供していますが、 平成30年からは別の証券会社でNISA口座を利用したいです。どうすればよいですか?



平成29年分の非課税枠を設定している証券会社に「金融商品取引業者等変更届出書」を提出いただき、平成30年以後に NISAを利用したい証券会社に「非課税口座開設届出書」と「非課税管理勘定廃止通知書」及びマイナンバーの 提供手続きを行っていただく必要があります。

※過去にNISA口座を開設していた証券会社を利用する場合には、「非課税口座開設届出書」の提出は不要です。

※平成30年以後にNISA口座をご利用したい証券会社にマイナンバーを提供済みの場合は、マイナンバーを改めてご提供いただく 必要はありません。



平成30年以後は「つみたてNISA」(少額累積投資非課税制度)を利用したいのですが、 どうすればよいですか?



平成30年1月1日から、現行のNISAに加えて、「つみたてNISA」(NISA口座内の積立投資により購入した株式投資信託やETFの分配金や売買益が20年間非課税となる制度)が始まります。

現行のNISAと「つみたてNISA」は選択制となりますので、「つみたてNISA」を利用する場合は、「非課税口座異動届出書」を証券会社に提出していただく必要があります。

詳しくはこちらまでお問い合わせください。

